

# 豊田市農業委員会議事録

令和4年9月29日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和4年9月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、大会議室1に招集した。

## <会議に付した議案>

- 議案第63号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第64号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第65号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第66号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第67号 農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第68号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第69号 耕作放棄地の農地、非農地の判断について

## 報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (18名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	5番	為井 裕	6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治			12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (1名)

11番 梅村 貢司

< 事務局説明員 >

事務局長	小木曾哲也	副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平
担当長	安藤 康朗	主査	井上 貴道	主査	杉本 一浩
主査	伊藤 寿信	主査	鈴木 彩	主査	岩月 彰弘

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事務局： 本日の欠席委員は、11番、梅村貢司委員、以上1名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

16番、浅見富士男委員、18番、杉田雅子委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第63号から第69号までの審議案件7件とその他の報告案件5件です。

それでは、順次、議題を上程させていただきます。

令和4年議案第63号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第63号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案を御覧ください。

70番、榎塚東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

71番、駒新町の件。

担当推進委員の小山委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

72番、本徳町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

73番、御船町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

74番、御船町の件。

担当推進委員の磯村委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

75番、西中山町の件。

担当推進委員の長江委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

76番、貝津町の件。

担当推進委員の渡邊委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件について、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第63号で上程されました7件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第63号は承認決定されました。

令和4年議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第64号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。  
立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

13番、前林町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 問題なく、異議ありません。

事 務 局： ありがとうございました。

続きまして、14番、西広瀬町の件、住宅敷地、進入路です。第2種農地で

す。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。なお、以降同基準は、その他第2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆様の御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第64号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第64号は適当である旨、承認されました。

令和4年議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第65号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

148番、前田町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区

に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、149番、栄生町の件、資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、150番、瑞穂町の件、進入路・駐車場です。第2種農地です。判断基準は、豊田市役所からおおむね1キロメートル以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、151番、畝部東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

西山委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、152番、幸町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、153番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、154番、和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

為井委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、155番、中町の件、粘土採掘・残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用に該当します。

続きまして、156番、中町の件、自己用住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

近藤委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、157番、本町の件、機能訓練特化型デイサービスです。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

続きまして、158番、若林東町の件、分家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

許可基準は第1種農地で、住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 2件とも異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、159番、花園町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、160番、力石町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、石野出張所からおおむね500メートル以内にある農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、161番、石野町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、162番、寺下町の件、残土処分場、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、163番、滝脇町の件、残土処分場、一時転用です。農用地区域内農地及び第2種農地です。判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域内にある農地及びその他第2種農地です。

許可基準は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される一時転用及び第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、164番、須淵町の件、車庫です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

林委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、165番、野入町の件、店舗です。第2種農地です。判断基準は、その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

杉田委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について、問題ない旨を既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第65号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 6 5 号は適当である旨、承認されました。  
令和 4 年議案第 6 6 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和 4 年議案第 6 6 号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。  
1 1 番、竹元町の件、担当推進委員の近藤委員から、証明について問題ない  
旨、御意見いただいております。  
以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。  
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。  
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。  
議案第 6 6 号で上程されました 1 件について、賛成の委員は挙手をお願いし  
ます。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。  
よって、議案第 6 6 号は承認決定されました。  
令和 4 年議案第 6 7 号「農業振興地域整備計画の変更について」。  
農政企画課の説明を求めます。

農政企画課： 令和 4 年議案第 6 7 号「農業振興地域整備計画の変更について」。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項により、農業委  
員会の意見を求めます。  
農業振興地域整備計画の変更の農振の用地除外についてです。  
4 3 番、手呂町の件、分家住宅です。  
御意見をお願いいたします。

築山委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、44番、渡刈町の件、分家住宅です。

御意見をお願いいたします。

石川委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、45番、広美町の件、分家住宅です。

御意見をお願いいたします。

為井委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、46番、前林町の件、駐車場です。

御意見をお願いいたします。

杉浦委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、47番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、48番、勘八町の件、自己用住宅です。

続きまして、49番、勘八町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いいたします。

水野委員： 3件とも問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、50番、大蔵町の件、認知症高齢者グループホームです。

御意見をお願いいたします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、51番、小畑町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いいたします。

林委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

続きまして、52番、中当町の件、自己用住宅です。

御意見をお願いいたします。

杉田委員： 問題ありません。

農政企画課： ありがとうございます。

以上です。

会 長： 農政企画課の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第67号で上程されました10件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第67号は承認決定されました。

令和4年議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和4年議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和4年10月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第68号資料①は、利用権の総括表になります。議案第68号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙議案第68号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和4年10月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、18筆、4万993平方メートル

ルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第68号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第68号は承認決定されました。

令和4年議案第69号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和4年議案第69号「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」。

別紙のとおり、現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

別紙A4の資料、3ページから13ページを御覧ください。

今回、小原、松平、旭、稲武地区の合計で436筆、14万8,034.01平方メートルの土地が対象となります。

当該土地は、今年度行った農地法第30条に基づく利用状況調査の結果に基づき、既に森林・原野化しているなど、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断します。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第69号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第69号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 議案15ページ及び別紙配付資料14ページ及び15ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

63番、駒新町の案件から、19ページを御覧ください、75番、宝町の案件までの13件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案20ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について。

3番、広田町の案件については、2アール未満の農業用倉庫につき、適用除外として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案21ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について。

37番、西岡町の店舗の案件から42番、浄水町の共同住宅までの4件につ

いて、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 2 2 ページを御覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

1 2 1 番、朝日ヶ丘の駐車場の案件から、2 6 ページを御覧ください、1 3 9 番、浄水町の自己用住宅の案件までの 1 9 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 2 2 分)

議事録署名者

---